

呉市上下水道局広告掲載取扱要綱

経営企画課

（趣旨）

第1条 この要綱は、呉市上下水道局（以下「局」という。）の資産のうち広告を掲載し、又は掲出できるもの（以下「広告媒体」という。）として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象）

第2条 広告媒体とは、次のものとする。

- (1) 局の印刷物
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者の権限を行う呉市長（以下「管理者」という。）が広告媒体として適当と認めるもの

（広告掲載基準）

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載し、又は掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 呉市の市税及び上下水道料金を滞納している者に係るもの
- (10) その他広告掲載をする広告として不適当であると管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載基準に関する細則は、別に定める。

（広告の掲載料及び広告の掲載位置等）

第4条 第2条第1号に掲げる広告媒体への広告掲載料及び広告の掲載位置、規格及び掲載期間等は、別表のとおりとし、同条第2号に掲げる広告媒体については、その都度管理者が定めるものとする。

（審査機関）

第5条 広告掲載の可否、広告掲載料、広告の内容等に関して審査する

ため、呉市上下水道局広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長 局長

(2) 副委員長 経営総務部長

(3) 委員 上下水道総務課長，経営企画課長その他委員長が必要と認める者

3 委員長は、委員会の事務を統括し、会議を主宰する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会の会議は、経営企画課長の要請に応じて委員長が開催する。

6 委員会の庶務は、経営企画課企画広報グループにおいて行う。

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、広告の発行部数，申込期間及びその他必要事項を明示して，局ホームページ等を活用して行う。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、広告原稿を自己の責任及び負担において作成し、呉市上下水道局広告掲載申込書（様式第1号）により指定された期間内に見本を添えて、申し込まなければならない。

2 前項に規定する申込みがあった場合に、管理者は、広告掲載希望者に対して、審査に必要な資料を求めることができる。

（広告掲載の決定等）

第8条 委員会は、前条の規定による広告掲載の申込みがあった場合には、第3条に規定する広告掲載基準に基づいて、広告掲載の内容等を審査の上、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、広告の掲載又は非掲載を決定したときは、呉市上下水道局広告掲載決定通知書（様式第2号）又は呉市上下水道局広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

3 広告掲載希望者が募集枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 第1順位 公社，公団，公益法人及びこれに類するもの

(2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの

4 前項の規定によっても、募集枠数を超えるときは、抽選により決定する。

（広告掲載料の納付）

第9条 前条の規定による掲載の決定通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し等）

第10条 管理者は、広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合及び広告原稿等の提出がなかった場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載を取り消したことにより広告主に損害が生ずることになっても、その損害の責めを負わないものとする。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、掲載した内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

3 広告主の責めに帰すべき理由により掲載広告が適当でなくなった場合、広告主は当該広告を掲載している広報物等に与えた損害額に対して賠償の責めを負うものとする。

（広告掲載の取下げ）

第12条 第2条第1号に規定する広報媒体の広告主は、自己の都合による広告掲載の取下げは、決定通知書受領まではこれを認める。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により管理者に申し出なければならない。

（広告掲載料の返還）

第13条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかった場合は、納付済み額のうち未掲載期間に相当する額を返還することができる。

2 前項のただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 8 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 15 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 2 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 13 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第４条関係）

広告媒体 の種別	掲載位置	規格	広告 掲載料	広告 掲載期間	刷色
印刷物	検針票「水道使用水量等のお知らせ」裏面	規格１ 9cm×16cm	80,000 円	２期分 （４か月）	１色又は２色（色指定不可）
		規格２ 9cm×8cm	40,000 円		

（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（注） 広告の枠内上部のいずれかの位置に，縦５ミリメートル，横１０ミリメートル以上の大きさで「広告」と表示しなければならない。